



2012.9

消費者相談室ニュース

携帯電話の料金滞納にご注意！

スマートフォンなどの高額な多機能携帯電話機が急激に普及するのに伴い、携帯電話料金の滞納が急増しています。

携帯電話の請求料金には、電話料金だけではなく、分割払いの携帯電話機代が支払いに組み込まれていることがあります。その場合、電話料金を支払わないと、携帯電話機のローンを踏み倒していることになってしまいます。

クレジット契約の分割払いで携帯電話機を買った場合、3ヵ月以上滞納すると、信用情報機関のブラックリストに記録され、代金を完済しても5年間は記録が残ります。

信用情報機関に滞納記録があると、新たなクレジットカードの作成、車や住宅のローン等の利用ができません。

携帯電話機を分割払いで購入する際には・・・

- ・分割払い＝ローンという認識を持つ
- ・たかがケータイの料金と思って油断しない
- ・分割で最後まで払える自信がない場合は、
購入時に代金を一括で支払う
- ・一括払いも厳しい場合は、購入をやめる
- ・月々の料金を支払えなくなるほど利用しない



消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。
消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、
お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室

月・水・金 10:00～16:00
千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F
TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864
URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

